

## 和歌山工業高等専門学校毒物、劇物及び危険物取扱規則

制 定 平成24年12月19日  
一部改正 令和7年12月 9日

### (趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における毒物、劇物及び危険物（以下「毒劇物等」という。）の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構毒物、劇物及び危険物取扱規則（以下「毒劇物等取扱規則」という。）及び他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 毒物及び劇物 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定するものをいう。
- 二 危険物 消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定するものをいう。
- 三 管理者及び責任者 毒劇物等取扱規則第5条第2項に規定する者をいう。
- 四 取扱者 毒劇物等を職務上又は教育研究上取り扱う教職員をいう。

### (毒物・劇物の報告)

第3条 取扱者は、保管する毒物及び劇物の薬品名、保管場所等を「毒物・劇物の保管場所等報告書」（別紙1）により責任者に報告する。

### (毒物・劇物の保管等)

第4条 毒物及び劇物は、全て、金庫又は金属製ロッカー等（以下「保管庫」という。）による専用の保管とし、一般薬品とは区別して保管する。

- 2 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止のため、保管庫に施錠を行い、鍵の保管については、取扱者が責任をもって管理する。
- 3 毒物及び劇物の保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については、赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については、白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示する。
- 4 地震等の災害による倒壊等の防止のため、保管庫には、床に固定する等の倒壊等の防止の措置を行う。
- 5 毒物及び劇物の容器は、仕切り付トレーに入る等、転落防止の措置をして、保管庫に格納する。

### (毒物・劇物の使用等)

第5条 取扱者は、購入した毒物及び劇物について各薬品毎の受け払いを、「毒物・劇物使用簿」（別紙2。以下「使用簿」という。）に記入する。

- 2 取扱者は、毒物及び劇物の使用量及び現在量を、使用簿に記載して把握する。
- 3 取扱者は、保管している毒物及び劇物が、職務上又は教育・研究に不必要となった場合は、速やかに、「不用毒物・劇物報告書」（別紙3）を責任者に報告する。
- 4 責任者は、前項の報告を受けた場合であって、当該毒物・劇物を廃棄する場合は、物品管理役に対し必要手続きを速やかに行うものとする。ただし、当該手続き終了までの

間、取扱者は、不必要となった毒物及び劇物をこの規則に基づいて適切に保管する。

5 取扱者は、保管している毒物及び劇物の取扱いを他の取扱者へ交代する場合は、「毒物・劇物の取扱者交代報告書」(別紙4)を責任者に報告する。

(遵守事項)

第6条 取扱者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 毒劇物等を本校における業務以外の目的に使用してはならない。
- 二 毒劇物等が盜難又は紛失したときは、ただちに責任者に報告しなければならない。
- 三 毒劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 四 前号における事態が生じたときは、ただちに責任者に報告しなければならない。
- 五 毒劇物等を本校の外において使用する必要がある場合は、事前に責任者の承認を得なければならない。

(毒物・劇物の検査等)

第7条 管理者は、毎年1回並びに取扱者が交替するとき及び取扱者が退職するとき、毒劇物等取扱規則第11条による検査等を実施する。

(是正改善の措置)

第8条 取扱者は、前条の検査の結果、改善指導が行われた場合は、これに従わなければならぬ。

(危険物の保管等)

第9条 危険物については、法令等に基づき、本校が指定する危険物貯蔵所において適切に保管する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年12月19日制定)

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 和歌山工業高等専門学校毒物及び劇物の管理に関する規則(平成10年10月7日制定)は廃止する。

附 則 (令和3年12月 1日 一部改正)

この規則は、令和3年12月 1日から施行する。

附 則 (令和7年12月 9日 一部改正)

この規則は、令和7年12月 9日から施行する。

別紙 1

(年号) 年 月 日

## 毒物・劇物の保管場所等報告書

## 管理責任者 殿

## 毒劇物等取扱者

下記の毒物・劇物を保管しますので、報告します。

記

別紙2

## 毒 物 等 使 用 簿

## 保 管 場 所

毒劇物等取扱者

藥品名

分類：毒物・劇物（不要な方を一で消すこと。）

※備考欄には ①毒劇物等取扱者は、使用目的(例:研究用・実験用・授業用)を明記する。

②毒物・劇物検査員は、検査時に検査年月日を記入する。

別紙3

(年号) 年 月 日

## 不 用 毒 物 ・ 劇 物 報 告 書

管 理 責 任 者 殿

毒劇物等取扱者

下記の毒物・劇物が不用となったので、報告します。

記

1. 薬品名 :

2. 分 類 : 毒物・劇物

3. 薬品の残量 : \_\_\_\_\_ g, ml

4. 取扱上注意すべき点

別紙4

(年号) 年 月 日

毒物・劇物の取扱者交代報告書

管 理 責 任 者 殿

(現) 毒劇物等取扱者

(新) 毒劇物等取扱者

下記の毒物・劇物の取扱者を交代するので、報告します。

記

1. 薬品名 :

2. 分 類 :

3. 薬品の残量 : \_\_\_\_\_ g、ml

4. 保管場所 :